

平成29年度答申第49号  
平成30年3月23日

諮問番号 平成29年度諮問第55号（平成30年2月27日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

確認すべき未払賃金額が認められるため本件審査請求に係る処分は取り消すべきである旨の諮問に係る判断は妥当であるが、本件の審理手続は適正に行われたとはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていな

い賃金)があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」(立替払の事由)として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。)2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。)8条は、事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態(事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態)になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記(1)の所定の期間内にした当該事業からの退職の日(以下「基準退職日」という。)以前の労働に対する労働基準法(昭和22年法律第49号)24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている(賃確令4条2項)。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、平成28年2月2日、P社(以下「本件会社」という。)について、上記2(2)の認定(事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態になったことの認定)を行った。  
(確認通知書(控)(同僚労働者A宛て))
- (2) 審査請求人は、平成29年1月4日、処分庁に対し、本件会社を平成27年7月22日に退職した労働者であるとして、未払賃金が、支払期日を同年25日とする55,600円及び支払期日を同年8月25日とする41,700円の合計97,300円であること等の確認を求める申請(以下「本件確認申請」という。)を行った。

(確認申請書)

(3) 処分庁は、平成29年3月31日付けで、本件確認申請に対し、基準退職日、基準退職日における年齢及び未払賃金の額を不確認とする本件不確認処分を行った。

(不確認通知書)

(4) 審査請求人は、平成29年5月10日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、平成30年2月27日、当審査会に対し、原処分は取り消されるべきであるが、原処分の一部は維持することが妥当であるとして諮問した。

(諮問書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

私は、本件会社に週1回木曜日に看護師として勤務していたのに、タイムカードや勤務していたという書類がないので賃金が出せないと言われ、どうしても納得がいかない。

(審査請求書)

#### 5 処分庁の主張の要旨

未払賃金額等について、審査請求人の申立てしかなく、賃金額及び労働の実態を裏付ける客観的な判断資料が存在しないため、未払賃金額等を確認することはできない。

(弁明書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

本件確認申請に係る未払賃金額のうち、平成27年6月1日から同年7月15日までの毎週木曜日に、1日につき7時間、時間給1,700円で計算した金額及び通勤手当として1回300円で計算した金額については、審査請求人と本件会社の代表取締役Qの申立てが一致しているので、少なくともこの部分については未払賃金額として確認すべきであり、原処分は不当であるから、取り消されるべきである。

審査請求人は1日8時間労働をしていたと主張するが、Qは1日7時間労働と主張しており、この1時間分については審査請求人の主張どおりに未払賃金

額を確認できず、この部分については、原処分を維持することが妥当である。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 当審査会に提出された諮問説明書及び資料によれば、本件審査請求がされてから諮問に至るまでの経過は次のとおりである。

ア 審査請求人は、平成29年5月10日、本件審査請求をした。

イ 審査庁は、平成29年6月23日、本件審査請求の審理手續を担当する審理員を指名し、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

ウ 審理員は、平成29年6月23日付けで、処分庁に対し、審査請求書の副本を送付するとともに、同年7月23日までに弁明書を提出するよう求めた。

エ 処分庁は、平成29年7月20日、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

オ 処分庁は、平成29年8月22日、審理員に対し、弁明書の差し替え及び追加資料を提出した。

カ 審理員は、平成29年8月24日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には同年9月24日までに提出するよう求めた。

キ 審理員は、平成29年11月9日付けで、審査請求人及び処分庁に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月16日である旨を通知した。

ク 審理員は、平成29年11月13日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

ケ 審査庁は、平成30年2月27日、本件諮問をした。

(2) 上記一連の手續の適正性について

本件において、審査請求人が未払賃金の立替払を請求するには、上記第1の3(1)の認定があった日の翌日から起算して2年以内、すなわち平成30年2月2日までに、所定の請求書を独立行政法人労働者健康安全機構に提出しなければならないとされている(賃確則17条1項及び3項参照)。これは、立替払に係る法律関係を早期に安定させる趣旨であると解される。こうした規定の趣旨や、未払賃金が審査請求人の生活にとって有する重要性に鑑みるならば、審査庁は確認処分に係る審査請求の審理を迅

速に進めるよう要請されているということができる。

ところが、平成29年5月10日になされた本件審査請求に対して当審査会に諮問がなされたのは平成30年2月27日に至ってであって、審査請求から諮問までに9か月以上を費やしており、諮問の時点で既に上記期限である同月2日を徒過している状況が認められる。

行政不服審査制度における審理手続は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のために計画的な進行を図らなければならないものであるが（行政不服審査法（平成26年法律第68号）28条参照）、とりわけ本件のように審査請求人が未払賃金の立替払を請求するに当たり上記期限の定めが置かれた事例にあつては、審理手続を計画的に進行させる必要は一層高かったというべきである。

本件審査請求に関して、その審理手続は、上記期間制限を念頭に置いた計画的な配慮をもって迅速に進行したものと評価することはできない。

さらに、審査庁は審理員意見書の提出を受けたときは、審理員意見書及び事件記録の内容を踏まえ、速やかに審査庁としてしようとする裁決についての考え方を整理し、諮問を行うべきであるにもかかわらず、本件では、審理員意見書が審査庁に提出されたのは平成29年11月13日付けであり、諮問が行われたのは平成30年2月27日であつて、これだけの期間を費やす合理的な理由は見当たらないにもかかわらず、審理員意見書の提出から諮問までに3か月以上の期間を費やしている。

以上の経緯をみるに、本件審査請求から諮問に至るまでの一連の手続は、賃確則17条3項を念頭に置くことなく、審理手続に要請されている迅速で計画的な手続進行を実現させていなかったものであり、これらの手続に要した期間を短縮させることは十分可能であつたと考えられることに照らすと、本件諮問に至るまでの手続は適正であつたとはいひ難い。

## 2 本件不確認処分 of 適法性及び妥当性

- (1) 労働者の賃金、労働時間その他の労働条件については、労働契約の締結に際して約定されているはずのものであり、未払賃金の額は、この約定の内容と実際の労働時間に基づいて算定すべきものである。

本件については、審査請求人について賃金等の労働条件を約定した書面や実際に労働した時間を記録した書面等の資料は存在しないが、未払賃金に関する審査請求人の申立てについて、その内容に特段不自然、不合理な点がなく、信用できる裏付けがあるものについては、申立てに係る事実を認

定し、未払賃金の額として確認するのが妥当である。

- (2) 本件確認申請は、審査請求人の基準退職日が平成27年7月22日であること、その未払賃金が、支払期日を同月25日とする55,600円及び支払期日を同年8月25日とする41,700円の合計97,300円であること等の確認を求めるものである。

審査請求人は、本件確認申請に係る未払賃金の額について、平成29年3月7日付けの労働基準監督官作成の聴取書において、具体的に述べているが、その内容は、平成27年4月2日から毎週木曜日に本件会社で勤務したこと、賃金は時給1,700円で通勤手当は1回300円であったこと、勤務した日は午前9時から午後5時まで労働したこと、同年7月22日は出勤したが会社が倒産するとの話を聞き仕事をせずにそのまま帰宅したこと、同年6月1日から同年7月15日までの毎週木曜日の勤務に対する賃金は支払われていないこと等であり、これらの申立内容に基づいて、同年6月及び同年7月の合計7回の勤務日につき、時給1,700円で8時間労働したとして計算した金額を未払賃金の額として算定しているものである。

審査請求人の上記申立内容のうち、最後に労働した日が平成27年7月15日であること及び出勤したが仕事をしないでそのまま帰宅した日が同月22日であることについては、同月15日及び同月22日は水曜日であることが明らかであるので、同月16日及び同月23日の誤りであると考えられる。これらの日付については、同月16日及び同月23日として申し立てられた趣旨と解すべきであるが、その申立内容自体に格別不自然、不合理な点はない。

- (3) 審査請求人の上記申立内容について、Qは、平成29年2月16日付けの労働基準監督官作成の聴取書において、審査請求人は本件会社で勤務していたこと、勤務日は毎週木曜日のみで、勤務時間は午前9時から午後5時までで、労働時間が7時間、休憩時間が1時間であったこと、時給1,700円であったこと、賃金未払期間は審査請求人の言うとおりであること等を申述し、また、同年11月8日付けの審理員作成の電話聴取書において、審査請求人の通勤手当は1回300円であったと申述している。

また、本件会社の元労働者は、平成29年2月21日付けの労働基準監督官作成の聴取書において、審査請求人の所定労働日は毎週木曜日の週1回で、所定労働時間は午前9時から午後5時までであったこと、審査請求人は

平成27年6月及び同年7月についても木曜日は休まずに出勤していたと思  
う旨申述している。

上記Qらの申述内容の信用性に特段疑わしい点もなく、審査請求人の未払  
賃金に関する申立てについては、審査請求人は本件会社の労働者であった  
こと、審査請求人の労働日は毎週木曜日であったこと、その勤務時間は午  
前9時から午後5時までであったこと、賃金は時給1,700円、通勤手  
当は1回300円であったこと、賃金未払期間が平成27年6月1日から  
同年7月16日であることについては、Qらの申述によって裏付けること  
ができる。

- (4) 一方、審査請求人が1日の労働時間は8時間であったとする点につい  
ては、これに関するQの申述は、勤務時間は午前9時から午後5時までで、  
休憩時間が1時間あったというものであり、これによれば1日の労働時間  
は7時間となり、1日8時間労働したとの審査請求人の申立ては、1日7  
時間労働したとの限度でしか裏付けることはできない。休憩時間なしで1  
日8時間労働したことを示すほかの資料もなく、1日の労働時間について  
は7時間と認定するほかない。
- (5) 審査庁は、①審査請求人は看護師としてデイサービス利用者の健康管理を  
行っていたこと、②審査請求人の労働日は毎週木曜日であること、③審査  
請求人の勤務時間は午前9時から午後5時までであること、④審査請求人  
の賃金額は1時間1,700円であること、⑤審査請求人に未払賃金があ  
ること、⑥1回300円の通勤手当が支給されていたことについては、審  
査請求人の申立てとQの申立てが一致しているとし、これらの事実を認定  
しているが、この判断は妥当といえる。

他方、審査庁は、審査請求人の賃金未払期間については平成27年6月1  
日から同年7月15日であると事実認定を行い、同月16日の勤務に対す  
る賃金を算入していないが、同日も勤務していると認められることから、  
この判断は妥当ではない。

- (6) したがって、審査請求人の未払賃金の額については、平成27年7月1  
6日の勤務に対する賃金も算入した上で、時給1,700円であること、  
1日当たり7時間の労働を合計7日間したこと、通勤手当は勤務日1日に  
つき300円であること等を基にして算定すべきである。

なお、本件不確認処分は、未払賃金の額のほか、基準退職日及び基準退  
職日における年齢についても、勤務を証明する記録が一切残っていないた

め確認できないとするものであるが、基準退職日等についても、審査請求人の申立てやQ及び他の労働者らの申述等によって確認することは可能と考えられる。本件審査請求の対象となっているのはこれらについての不確認も含めた処分であるのだから、これらについても審査庁は判断を示すべきものである。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分は取り消されるべきである旨の諮問に係る判断は妥当であるが、本件の審理手続は適正に行われたとはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| 委 | 員 | 戸 | 谷 | 博 | 子 |
| 委 | 員 | 伊 | 藤 |   | 浩 |
| 委 | 員 | 大 | 橋 | 洋 | 一 |